

健康保険 被保険者 療養費 支給申請書(立替払等)
家 族

1

2

被保険者(申請者)記入用

選択肢のあるものは、該当する番号に○を付けてください

被保険者(申請者)情報	記号	番号	記号番号が分からない場合はマイナンバーを記入してください		
	被保険者等 記号・番号	1	2 3 4 5	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	氏名	(フリガナ) ケンポ タロウ	健保 太郎	生年月日	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 55 年 5 月 5 日 <input type="radio"/> 令和
	住所	(〒 ○○○ - ○○○○)	福岡	都道府県	久留米市○○町○丁目○-○ ○○マンション101号
電話番号 (日中の連絡先)	TEL ○○○ (○○○○) ○○○○				
<input checked="" type="checkbox"/> 本申請書の提出を事業主へ委任します。(委任する場合は <input checked="" type="checkbox"/>)					

振込先指定口座	<input type="checkbox"/> マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。(利用する場合は <input checked="" type="checkbox"/> 利用しない場合は下記の欄を記入。) <small>注) 口座情報の反映には登録から数日を要します。</small>				
	金融機関 名称	雪の聖母	<input checked="" type="radio"/> 銀行 <input type="radio"/> 金庫 <input type="radio"/> 信組 <input type="radio"/> 農協 <input type="radio"/> 漁協 その他 ()	マリア	<input type="radio"/> 本店 <input checked="" type="radio"/> 支店 <input type="radio"/> 出張所 <input type="radio"/> 本所 <input type="radio"/> 支所
	預金種別	普通	口座番号 (左づめ)	1 2 3 4 5 6 7	
口座名義 (カタカナ)	▼上記申請者と同じ名義の口座を記入してください ケンポ タロウ				

「申請者記入用」は2ページに続きます。>>>

受付日付印

健康保険 被保険者 療養費 支給申請書(立替払等)

被保険者氏名 健保 太郎

申請内容	1 受診者	①被保険者 2. 家族(被扶養者)		
	1 - ①家族の場合はその方の	氏名	生年月日	1. 昭和 2. 平成 3. 令和 年 月 日
	2 傷病名	インフルエンザ	3 発病または 負傷年月日	令和 6 年 10 月 10 日
	4 発病の原因および経過 (詳しく)	インフルエンザ罹患のため		
	5 診療を受けた医療機関等の	名称	所在地	診療した医師等の氏名
		聖マリア病院	久留米市津福本町422	〇〇 〇〇
	6 診療を受けた期間	令和	日数	
		6 年 10 月 10 日 から 6 年 10 月 10 日 まで		1 日
	6 - ①上記の期間に 入院していた場合は、 その期間	令和	日数	
年 月 日 から 年 月 日 まで			日	
7 療養に要した費用の額	12,345 円			
8 診療の内容	検査、診察、投薬			
9 療養費の支給申請の理由	1. 加入して間もなく医療機関を受診し、資格を確認できなかったため 2. 資格確認書の交付を受けているが、資格確認書の持参を忘れたため ③. 他の保険者で資格喪失後に受診し、返還した医療費を療養費として申請するため 9. その他 (理由)			

【添付書類について】

申請事由	添付書類
やむを得ない理由により、保険証を提出することができず自費で診療を受けたとき	①診療明細書の原本、薬を処方された方は調剤明細書の原本 ※上記の添付が難しい場合は別紙「領収(診療)明細書」に医療機関等にて診療内容の証明を受けたもの ※申請内容に応じて診療報酬明細書(レセプト)の提出が必要になることがあります。 ②領収書の原本
国民健康保険など他の保険者の保険証を使用し、医療費の返還を行ったとき	①診療報酬明細書(レセプト)の写し ※封を開けずに添付してください ②医療費を返還した際の領収書の原本
生血	①輸血証明書の原本 ②領収書の原本

※健康保険の給付を受ける権利は2年間で消滅します。

療養費の時効の起算日については「療養に要した費用を医療機関等に支払った日の翌日(当該療養を受けた日の翌日)」となります。